

研修内容報告書

会 派 名	公明党
参加議員	長嶋陽子
日 程	令和 7 年 2 月 14 日(月) 10:00～17:00 (オンラインにて)
研修テーマ	事例で考える議会運営のポイント
研修詳細【 1 日目】	
研修項目	事例で考える議会運営のポイント
説明内容	1、突然提出された動議の取り扱い (1)意義と提案方法について 一般に議案以外のもので、会議の意思決定を求める提案をいう。動議は法又は会議規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に〇人以上の賛成者を必要とする。(市・町村会議規則 16 条)また、動議は一般的に会議の途中において発議され、その方法は、①原則として口頭により発議する。②案をそなえる必要がない。→ほとんど議事進行動議が審議手続きに関する動議となっている。 (2)法又は会議規則における特別の規定により動議について 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に〇以上の賛成者がなければ議題とすることができない。(市・町村会規 16 条) (3)議事進行上の発言について 議事進行上の問題について発言通告書の提供を必要とせず、議長に対し質疑や注意をしたり、又は希望を述べるための発言をいう。1 人で可能であり、発言の範囲については、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。 (4)動議の種類について 独立の動議→当該動議だけで独立して議会の議決の対象となることができる動議をいう。 独立の動議以外の動議→①会議に付随する動議②議事に付随する動議 ③選挙に付随する動議④その他の動議 (5)独立の動議以外の動議について 会議に付随する動議・議事に付随する動議・選挙に付随する動議・その他の動議ある。 (6)緊急動議について 動議の発議者が当該動議に緊急性があるため、直ちに議題とすることを求める動議をいう。但し、法上又は会議規則上そのような動議の規定は存在しない。取り扱い方法については、緊急動議として発議された動議は、動議提出者の表現だけで先決性を有するとはいえず、動議の内容によって緊急性の有無を判断し取り扱う。 (7)動議の提出権について (8)動議の成立について 一般的には会議の途中において、動議の発議が行われた後に、議長が当該動議に対する賛成者の数を確認し、提出要件を満たしたとき成立する。 (9)突然動議が提出された場合について 提出された動議が提出要件を満たしているかどうかを確認する。ただし、議事の途中

で提出された場合、議事を直ちに中断するのではなく、議事の区切りのいいところで提出要件を確認すればよい。また、動議が不成立の場合は、動議が提出要件を満たさず不成立となった旨を議長が述べ、議事に戻ればよい。

(10) 成立した動議の議題の時期について

(11) 動議と日程追加について

動議はその性質によって、日程追加を要する動議と日程追加を要しない動議に分類。

(12) 動議と委員会付託・修正について

(13) 動議の審議について

実務上、議事進行の動議等は内容が簡単明瞭であるため、提案理由の説明及び質疑並びに討論を行う必要が少なく、これらを行わない運用を取ることが可能。

2、不穏当発言かどうか判別のつかない発言の取り扱い

(1) 不穏当・不規則発言の違いについて

不穏当発言とは、良識を有する者が発言しない発言をいう。

不規則発言とは、議長の許可に基づかない発言をいう。

(2) 不穏当発言にかかる規定について

普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。(地方自治法 132 条

議員は、議会の品位を重んじなければならない。(標準市議会会議規則 151 条)

不穏当発言の判断は自治体によりさまざまである。

3、議長不信任決議の先決性判断とその対処方法について

決議とは議会における書面による意思をいう。決議には法的効果を生じるものと法的効果を生じないものの 2 種類がある。

議長不信任決議とは議長として中立公平性を欠く又は議長の議事運営等に不手際がある場合、その他議会の代表者としてふさわしくない言動をする場合に提出される決議をいう。

4、外交問題や所管外にかかる質問・意見書の取り扱いについて

意見書の提出先は、国会又は関係行政庁で、提出要件としては市議会会議規則 14 条におけるその他のものに該当し、○以上の賛成者とともに連署して提出できる。なを、○以上の賛成者に提出者を含むかどうかは各議会の判断である。

⇒さいたま市議会議会運営委員会申し合わせでは、意見書・決議は議会運営委員会で調整し、原則として全会一致のものを提案する。

5、条例・予算審議や質問における除斥の取り扱いについて

意義は議員の立場の中立・公平性にかんがみ議員及び配偶者並びに 2 親等の血族の一身上に関する事件又は直接的な利害関係のある事件に関しては、公正な判断を下しがたいことから議員を当該審議に参加させないことをいう。

⇒但し、議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(地方自治法 117 条)

6、事務分掌条例の改正と委員会条例等の取り扱いについて

7、会議時間の変更手法について

8、兼業禁止かどうかの判断について

兼業禁止とは、地方自治法 92 条の 2 に基づき、議員又は議員が役員に就任している法人と議員が所属する地方公共団体との間で一定の請負関係に立つことを禁止し

ている制度をいう。

9、質問・質疑の省略の是非について

質問・質疑終結の動議は、質問・質疑の希望者が多数いる場合、一定数の質問・質疑を終了したところで質問・質疑を終了させる動議である。

質問・質疑省略の動議は、最初から質問・質疑を行わないことを求めるものである。

10、事前審査かどうかの判断について

11、発言の訂正・撤回の判断基準について

12、審査予定表と休会の取り扱いについて

13、議事日程・審査日程の変更取り扱いについて

議事日程とは、会議を能率的に行うために、開議の日程及び会議に付する事件及びにその順序等を掲載したものを指す。議事日程は、議事日程に記載された開議の日のみ効力を有する。また、議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

14、会議録署名議員の欠席時の取り扱いについて

署名議員制度は、その内容が正確に会議の経過を記録しているかどうかを点検するために設けられているもの。事務局が作成した会議録案を議長だけでなく二人以上の署名議員に点検させるのは、会議録が会議に関する唯一の公文書であるからである。

15、発言取消の配布用会議録の取り扱いと会議録原本への開示請求について

16、委員外議員の活用と留意点について

議長は各委員会に自由に出席可能のうえ自由に発言可能である。

17、確定日付ある議員辞職願の取り扱いについて

(地方自治法 126 条)普通地方公共団体の議会の議員は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

(標準市議会会議規則 147 条)①議員が辞職しようとするときは、議長に辞任を提出しなければならない。②前条第 2 項及び第 3 項の規定は、議員の辞職について、準用する。

18、議事と議決の定足数の捉え方について

定足数とは、会議を開いて審議をし、会議体の意思を決定するために必要な最小限度の出席議員数をいう。定足数には、議事の定足数と議決の定足数の 2 種類ある。

19、継続審査・調査の期間と手続きについて

会規不継続の原則の例外で、本会議の決議を得れば開会中だけでなく、委員会で閉会中も引き続き次の定例会の会期末まで審査を行うことができること。

20、オンラインによる一般質問とオンライン委員会での取り扱いの違いについて

本会議は、団体意思を最終的に確定させる上で、議員本人による自由な意思表明は、疑義の生じる余地のない形で行われる必要あり→地方自治法 113 条、116 条 1 項における定足数や表決の要件として「出席」と規定されており、この「出席」は現に議場にいることと解される。

委員会は、本会議の予備的審査を行うものであり、地方自治法 109 条 9 項で委員会に関し必要な事項は「条例で定める」とされている→条例で定めるところにより、委員会にオンラインで出席することも可能である。

主な質疑応答	特になし
感想など	議会全体に関係することは、議会運営委員会で話し合っていることから、議会の中心的な役割がありとても重要な委員会であることがわかりました。委員会のメンバーで協議しスムーズな運営に取り組むことが大事ですが、これまで、私も議会運営委員会のメンバーとして、様々な協議の中で、意見や判断を求められましたが、正直議会のルールも解らないことも多くありました。今回講習会で改めて勉強させていただき良かったです。難しい事ばかりではありますが、今後も研鑽を重ねながら委員会や活動において、活かしていきたいと思います。